

国立大学法人京都教育大学経営協議会学外委員からの「(地域の)国立大学に対する予算の充実を求める声明」を受けて

— 我が国の高等教育の将来の成長と地域の発展に向けて —

平成 27 年 4 月 27 日

国立大学法人京都教育大学

学 長	位藤紀美子
理 事	細川 友秀
理 事	安東 茂樹
理 事	日向野隆司

国立大学法人京都教育大学経営協議会の学外委員（国立大学法人法〔平成 15 年 7 月 16 日法律第 112 号〕第 20 条第 2 項第 3 号にもとづく）の皆様には、本学の経営に対して多大なるご支援とご協力をいただき感謝申し上げますとともに、本学の現状を熟知していただいている皆様から発出された平成 27 年 4 月 27 日付の声明を受け、国立大学法人京都教育大学の経営責任を担う学長・理事一同として、以下のとおり表明いたします。

現在、国立大学においては第 3 期中期目標期間（2016 年 4 月から）の運営費交付金の配分の在り方をめぐって政府レベルでの枠組み作りが進んでおります。文部科学省も国立大学協会も、学術・高等教育の立場から対応しておりますが、広く国民的議論が行われているとは言い難く、私どもとしては、関係省庁とそれに深い関係をもつ一部有識者の議論によって事実上決着されることを危惧しております。

本学経営協議会では、国家の困難な財政状況を理解しつつ、「グローバル化」「地域の活性化」など、変化や拡大する社会的要請に応えるための第 3 期中期目標期間の財政、体制等の議論をしてまいりました。

経営協議会学外委員の皆様が、こうした議論を踏まえて、京都教育大学の経営および日本の高等教育全体の発展に寄与する立場から声明を発出されましたことには、深い敬意を表するものであります。

現在第 3 期中期目標期間における運営費交付金配分の制度設計等に携わっておられる関係各位におかれましては、各大学の経営に学外から参画しておられる方々の経験と発言に耳を傾けていただき、地域の国立大学への財政支援の充実につきまして、今後も引き続き、よりいっそうのご理解並びにご配慮を賜りますよう、よろしく願いいたします。

私どもも、今回の声明に励まされ、本学の経験を広く社会に伝え、政治の場を含めた国民的議論に資する努力を重ねる所存です。